

公募型プロポーザル（技術提案型）の公告

県立奈良病院建替整備候補地に係る環境調査業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル（技術提案型）の参加者を募集しますので、公告します。

平成22年6月14日

奈良県知事 荒井 正吾

1. 業務概要

- (1) 業務内容
奈良県地域医療再生計画（下記、URL参照）に基づき、現在の県立奈良病院を、北和地域の高度医療拠点病院として建て替えるにあたり、その整備候補地としての適地性を検討するための基礎資料を得ることを目的として、環境調査を実施します。

※ 奈良県地域医療再生計画
→http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-15404.htm
- (2) 業務名
県立奈良病院建替整備候補地 環境調査業務
- (3) 業務場所
奈良市石木町内、奈良市七条西町二丁目内
- (4) 業務量の目安
平成22年度の業務量の目安は、39,000千円（消費税込み）を上限とします。
- (5) 履行期限
・平成22年度：契約の翌日から平成23年3月25日（金）まで
・平成23年度：平成23年度契約の翌日から平成23年9月末まで（予定）

2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていないものであること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 奈良県建設工事等請負資格者のうち建設コンサルタント「環境」部門に登録を受けていること。
又は、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12

月奈良県告示425号)による競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ営業種目「Q4:検査・分析・調査業務」に登録が認められること。

- (8) 環境調査業務(現況調査から環境影響調査報告書の作成まで)を、平成12年4月1日以降に受託し、平成22年3月31日までに履行した実績を有していること。
- (9) 管理技術者及び照査技術者が、技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境、又は建設部門:建設環境)、又はRCCM(建設環境部門)の資格を有していること。

3. 手続き等

- (1) 担当部局
〒630-8501
奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟3階)
奈良県医療政策部新奈良病院建設室(建設準備係)
・TEL:0742-27-8809
・FAX:0742-22-7471
- (2) 業務説明書の交付期間・場所
 - 交付期間
平成22年6月14日(月)から平成22年6月21日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで。)
 - 交付場所
(1)の担当部局に同じ、又は奈良県ホームページ入札情報一覧より
- (3) 参加表明書の提出
 - 提出期間
平成22年6月22日(火)から平成22年6月28日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで。)
 - 提出先
(1)の担当部局に同じ
 - 提出物
 - ・様式1(参加表明書)
 - ・様式2(資格調書)
 - ・様式3(予定技術者の経歴)

※フォントサイズは、10.5ポイント以上にしてください。
※カラー可。

 - 提出部数
正1部
 - 提出方法
持参に限ります。
- (4) 技術提案書の提出者の選定
参加表明書の提出者に対し、別表1の「技術提案書提出者を選定するための評価基準」に基づき審査し、上位5者程度を選定します。
平成22年7月上旬(予定)に、技術提案書提出依頼書又は非選定通知書を発送します。
- (5) 技術提案書の提出に係る質問の受付及び回答
 - 受付期間
平成22年7月上旬(予定)

(ただし、正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで。)

● 提出先及び提出方法

(1)の担当部局へ事前連絡のうえ、下記Eメールアドレスあて電子メールにて提出してください。(審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話、又は口頭による質問は受け付けません。)

・ Eメールアドレス : narahp-kensetsu@office.pref.nara.lg.jp

● 質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容をすべてまとめ、技術提案書提出者に選定された全事業者あて、電子メールにて回答します。

(6) 技術提案書の提出

● 提出期間

平成22年7月中旬(予定)

(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで。)

● 提出先

(1)の担当部局に同じ

● 提出物

・ 様式4(技術提案書)、様式5-1~5-3(提案内容①~③)

・ 参考見積:平成22年度分、平成23年度分

※ フォントサイズは、10.5ポイント以上にしてください。

※ カラー可。

※ 図表の添付は可。(ただし、指定の枚数に含みます。)

※ ヒアリング時にパソコン(PowerPoint2003)を用いる場合は、電子データをCD-Rに保存し、1部提出してください。(提出期限を過ぎての提出は認められません。)

※ 参考見積の様式は自由とします。

● 提出部数

正・副 各1部

● 提出方法

持参に限ります。

(7) ヒアリング

業務内容に対する提案書について、ヒアリングを実施します。

● 日 時

平成22年7月中旬(予定)

● 場 所

奈良県庁舎内会議室(予定)

● 出席者

予定管理技術者(必ず出席)、予定担当技術者、予定照査技術者

※ 当日の出席者は、最大4名までとさせていただきます。

● ヒアリング時間

プレゼンテーション15分、質疑応答15分の計30分を予定しています。

※ 詳細は、技術提案書提出時に追ってお知らせします。

(8) 技術提案書の特定

提出された技術提案書について、別表2の「技術提案書を特定するための評価基準」に基づき審査し、平成22年7月下旬(予定)に特定又は非特定通知書を発送します。

(9) 非特定理由に関する事項

- 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に、書面（様式は自由）によりその理由の説明を求めることができます。
- 前記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面（非特定理由説明書）により回答します。
- 非特定理由の説明書請求の受付方法・場所及び受付時間
 - ・ 受付方法：持参に限ります。
 - ・ 受付場所：(1)の担当部局に同じ
 - ・ 受付時間：正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで

4. 備考

- (1) 契約の締結
技術提案書の特定により特定した最優秀提案者と契約を締結します。
- (2) 契約書作成の要否
作成を要します。
- (3) 平成23年度の業務については、当該業務の委託契約の相手方と平成23年度当初に随意契約を締結し、当該業務を引き続き業務委託する予定です。
平成23年度の業務量の目安は、10,000千円（消費税込み）を上限とする予定です。
履行期限は、平成23年4月上旬から9月末までを予定しています。
ただし、平成23年度の業務委託は、平成23年度予算の成立が前提条件であり、場合によっては契約締結に至らないことがあります。
- (4) 本県は、県立奈良病院の整備候補地の適地性を年内に判断する予定ですが、当候補地が整備地として適していないと判断された場合、それ以降に予定している調査業務を打ち切る可能性があります。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の提出後においては、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めません。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できません。
ただし、長期入院、死亡、退職など極めて特別でやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該技術者と同等以上の担当者と発注者が認める者でなければなりません。

技術提案書提出者を選定するための評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定技術者の 資格及び経験 (30点)	技術資格及び 専門分野 (16点)	管理技術者	以下の順で評価します。(尚、下記に該当しない場合は、選定しません。) ①技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)かつ技術士(建設部門:建設環境):6点 ②技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)、又は技術士(建設部門:建設環境):3点 ③RCCM(建設環境部門):1点	6
		担当技術者	以下の順で評価します。<*1> ①技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)、又は技術士(建設部門:建設環境):6点 ②RCCM(建設環境部門):3点	6
		照査技術者	以下の順で評価します。 ①技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)かつ技術士(建設部門:建設環境):4点 ②技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)、又は技術士(建設部門:建設環境):2点 ③RCCM(建設環境部門):1点	4
	予定技術者の 経験 (14点)	管理技術者	環境調査業務の実績<*2>を以下の順に評価します。 ①病院に関する業務:7点 ②10ha以上の造成を伴う事業に関する業務:5点 ③上記①、②以外の環境調査業務:1点	7
		担当技術者	環境調査業務の実績<*2>を以下の順に評価します。<*1> ①病院に関する業務:7点 ②10ha以上の造成を伴う事業に関する業務:5点 ③上記①、②以外の環境調査業務:1点	7

<*1>: 担当技術者を2名以上配置する場合は、各担当技術者の評価点数を合計し、合計点数を担当技術者の総数で割ることにより算出した平均点数を評価点数とします。

<*2>: 環境調査業務(現況調査から環境影響調査報告書の作成まで)について、平成12年4月1日以降に受託し、平成22年3月31日までに履行した実績とします。

技術提案書を特定するための評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定技術者の 資格及び経験 (30点)	技術資格及び 専門分野 (16点)	管理技術者	以下の順で評価します。(尚、下記に該当しない場合は、選定しません。) ①技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)かつ技術士(建設部門:建設環境):6点 ②技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)、又は技術士(建設部門:建設環境):3点 ③RCCM(建設環境部門):1点	6
		担当技術者	以下の順で評価します。<*1> ①技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)、又は技術士(建設部門:建設環境):6点 ②RCCM(建設環境部門):3点	6
		照査技術者	以下の順で評価します。 ①技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)かつ技術士(建設部門:建設環境):4点 ②技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)、又は技術士(建設部門:建設環境):2点 ③RCCM(建設環境部門):1点	4
	予定技術者の 経験 (14点)	管理技術者	環境調査業務の実績<*2>を以下の順に評価します。 ①病院に関する業務:7点 ②10ha以上の造成を伴う事業に関する業務:5点 ③上記①、②以外の環境調査業務:1点	7
		担当技術者	環境調査業務の実績<*2>を以下の順に評価します。<*1> ①病院に関する業務:7点 ②10ha以上の造成を伴う事業に関する業務:5点 ③上記①、②以外の環境調査業務:1点	7
	業務内容に対する 提案内容 (70点)	提案内容① (10点)	実施体制	・妥当性
病院整備に係る現況調査、評価項目及び手法			・妥当性	15
提案内容② (30点)		ヘリポートの整備に係る現況調査、評価項目及び手法	・妥当性	15
		提案内容③ (30点)	実施方針	・妥当性
		実施フロー	・妥当性	10
		工程表	・妥当性	10
評価点合計			100	

- <*1> : 担当技術者を2名以上配置する場合は、各担当技術者の評価点数を合計し、合計点数を担当技術者の総数で割ることにより算出した平均点数を評価点数とします。
- <*2> : 環境調査業務（現況調査から環境影響調査報告書の作成まで）について、平成12年4月1日以降に受託し、平成22年3月31日までに履行した実績をいいます。